

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長  
(保健体育課)  
(社会教育課)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

県立学校の部活動については、令和4年3月30日付島教保第380号通知により実施することとしておりますが、5月24日以降の部活動については下記のとおりとしますので、今後は本通知及び県教育委員会の県立学校運営ガイドラインに基づき感染症対策の徹底をお願いします。

記

- 1 期 間 令和4年5月24日（火）から当面の間
- 2 通常の活動 ※変更なし（各学校の部活動の活動方針により実施可）
- 3 練習試合等 県内及び、原則として中国・四国地方への移動及び当該地域校との交流を伴う練習試合・合同練習等（以下、「練習試合等」という。）に限り実施可とする。  
ただし、学校長が認める公式大会（下記4）の内、中国大会以上に出場するチーム・個人に限り、この他の地域の学校との、大会に向けた練習試合等の実施も可能とするが、必要性を十分に検討し慎重に判断すること。  
なお、練習試合等の実施にあたっては、換気の徹底等、通常行っている感染症対策の徹底に加え、最小人数での実施や、プレー以外の場面（前後の挨拶、更衣室、待機エリア、休憩時間等）での他校生（指導者含む）との接触をなくす等、感染リスクを極力避けた行動に留意すること。
- 4 大会等参加 ※変更なし（以下再掲）  
大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式の大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
  - (1) 主催者及び開催地の自治体を示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
  - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
  - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
  - (4) 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。
- 5 そ の 他 (1) 本人の体調不良や感染に関して少しでも不安がある場合に、生徒・保護者が学校（顧問等）へ申告しやすい雰囲気づくりを行うこと。  
(2) 「大会等の入場者の考え方」については変更なし。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426  
社会教育課 藤原 TEL0852-22-5427